

○富士市生け垣作り補助金交付要綱

平成6年3月25日告示第38号

改正 平成17年3月28日告示第37号

平成18年3月28日告示第27号

令和元年8月30日告示第61号

令和3年6月10日告示第118号

富士市生け垣作り補助金交付要綱

富士市生けがき作り補助金交付要綱（昭和54年富士市告示第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 緑豊かで住みよく安全な都市環境及び景観づくりを推進するため、生け垣作りをする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 生け垣 樹木を帯状に植え並べ、竹、くい等の補助材料を使って樹木相互の組合せをしたもの及びこれに類する形態をもった植樹帯をいう。
- （2） ブロック塀等 ブロック塀、コンクリート塀、石積塀その他これらに類するものをいう。

（補助の対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 市内に居住し、住宅敷地の周囲の全部又は一部に新たに生け垣作りをする者
 - （2） 市内に居住し、住宅敷地の周囲のブロック塀等の全部又は一部を撤去した後これに換えて生け垣作りをする者
 - （3） 市内に事務所、事業所、工場、倉庫、店舗、貸家等を有する者で当該敷地の周囲のブロック塀等の全部又は一部を撤去した後これに換えて生け垣作りをするもの
- 2 前項の規定にかかわらず、同一の敷地内において、生け垣に係る補助金の交付を申請し、又は交付を受けている者は、交付の対象としない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、富士市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金要綱（平成11年富士市告示第34号）の補助金の交付を申請し、又は交付を受けている者は、交付の対象としない。

（一部改正〔令和元年告示61号〕）

（生け垣の要件）

第4条 補助の対象となる生け垣は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当するものでなければならない。

(1) 設置する生け垣が次のいずれかに該当するものであること。

ア 道路との境界に接していること。

イ 隣地との境界に接していること。

(2) 生け垣の延長は、3メートル以上であること。

(3) 樹木の高さは、外部から眺望して50センチメートル以上とし、生け垣の長さ1メートル当たりに2本以上が列状に植え込まれていること。

(4) 高さが50センチメートルを超えるブロック塀等との併設でないこと。

(一部改正〔令和元年告示61号・3年118号〕)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる交付の対象の区分に応じ、同表の右欄に定める額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

交付の対象	額
前条第1号アに該当する生け垣	生け垣作りに要する経費又は別に定める標準工事費のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。
前条第1号イに該当する生け垣	生け垣作りに要する経費又は別に定める標準工事費のいずれか低い額に3分の1を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。

(全部改正〔令和元年告示61号〕)

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、富士市生け垣作り補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 案内図

(2) 植栽計画平面図

(3) その他市長が必要と認める書類

(一部改正〔平成18年告示27号〕)

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、内容を審査の上、富士市生け垣作り補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第8条 申請者は、申請書の記載事項に変更のあった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

（一部改正〔平成18年告示27号〕）

（完了届）

第9条 申請者は、補助金の交付の対象となった生け垣作りが完了したときは、生け垣作り完了届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成18年告示27号〕）

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条に定める完了届を受理した場合においては、書類の審査及び現地調査を行い、適格であると認めるときは補助金を交付するものとする。

（一部改正〔平成18年告示27号〕）

（生け垣の管理育成）

第11条 補助金の交付を受けた者は、枯損の防止、病虫害の防除、公道等へのはみ出しの防止など生け垣の良好な管理育成に努めなければならない。

（一部改正〔平成18年告示27号〕）

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔平成18年告示27号〕）

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の富士市生けがき作り補助金交付要綱の規定に基づきなされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月28日告示第37号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日告示第27号)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 1 改正後の富士市生け垣作り補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補

助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年8月30日告示第61号)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の富士市生け垣作り補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月31日告示第58号)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和3年6月10日告示第118号)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の富士市生け垣作り補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

第1号様式(第6条関係)

第2号様式(第7条関係)

第3号様式(第9条関係)